

# 生産段階における生食用野菜の衛生管理の取組強化について

農林水産省では、海外の先進国にて報告されている生食用野菜が原因とされる食中毒の発生を未然に防止するため、平成23年に「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」を策定し、衛生管理の取組を推進してまいりました。このたび、より一層の衛生管理の徹底を図ることを目的に衛生管理の取組（栽培に使用する水、農機具・収容容器の管理や収穫物の適切な温度管理など）を強化することが決定されました。

「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」は、農林水産省のホームページにて公開されていますので、ご興味のある方はホームページをご確認ください。

※1 農林水産省ホームページ「野菜の衛生管理に関する情報」

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k\\_yasai/](http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/)

また、埼玉県では「効率的で信頼性の高い持続可能な農業経営」を達成するのに有効な「S-GAP」の取組を推進しています。衛生管理に関する項目もありますので、ご興味のある方は埼玉県のホームページをぜひご確認ください。

※2 埼玉県農産物安全課ホームページ「S-GAP」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0907/s-gap/index.html>



## 野焼きに対するご理解のお願い

野焼きは法律及び条例により原則禁止されておりますが、農業を営むためにやむを得ない作物などの焼却は例外的な行為とされています。市内の農地で見られる煙のほとんどは、枯葉などの焼却によって発生したものです。野焼きに伴う煙、熱や灰は、病害虫の駆除、土壌の殺菌や凍霜害防止の効果があり、農作物が育ちやすい土づくりに利用されています。所沢の農業振興のためにご理解くださいますようお願い申し上げます。また、農業者の皆様におかれましては、野焼きをされる際は煙を極力抑えるため、焼却物は十分に乾燥させ、風向き、燃やす量や時間帯について、ご配慮をいただくようお願い申し上げます。

※生活環境を損なう恐れがある場合は上記の例外的行為とはなりませんので、焼却の際は周囲への特段のご配慮をお願い申し上げます。

ご理解ご協力をお願い申し上げます！

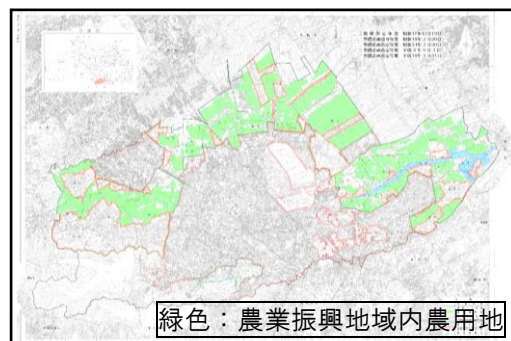


## 農振除外等の申出受付を一時停止いたします。

所沢市では平成30年度から平成31年度にかけて、所沢市農業振興地域整備計画の改定（全体見直し）を行います。

通常、所沢市では農振除外などの申出を1月・5月・9月の各月末日まで受け付けておりますが、今回の改定手続期間については申出受付を一時的に停止いたします。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。



農振除外など申出受付停止期間(予定)

平成31年5月申出分から平成32年1月申出分まで